

事 務 連 絡
令和7年6月20日

各高齢者福祉施設・介護サービス事業所 御中

日南市健康福祉部長寿課

災害時における高齢者福祉施設・介護サービス事業所の被害状況報告に
ついて(依頼)

災害時における高齢者福祉施設・介護サービス事業所(以下、「介護施設等」という。)の、被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的に、国において、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能が追加され、災害時情報共有システム(以下、「システム」という。)として運用が開始されています。

システムを活用されていない介護施設等におかれましては、国からシステム利用の指示があった場合に、システムへの入力により報告するよう対応をお願いします。

なお、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は「宮崎県電子申請届出システム」、居宅介護支援事業所は「報告フォーム」により報告をお願いします。

報告対象サービス等

施設種別 (介護予防サービスを含む)	報告依頼の連絡	報告方法
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	県からメールにて お知らせします。	災害時情報共有システム
有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	県からメールにて お知らせします。	宮崎県電子申請届出システム

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 生活支援ハウス	市からメールにて お知らせします。	災害時情報共有システム
居宅介護支援事業所	市からメールにて お知らせします。	報告フォーム

災害時情報共有システムでの報告

1 災害発生時の対応

(1) 国における災害情報の登録

災害発生時又は台風など災害発生の警戒を要する状況となった場合、国がシステムに、介護施設等の報告先となる「災害情報(令和〇年台風〇号、令和〇年〇月豪雨など)を登録します。

(2) 県・市から介護施設等に対する連絡

国から災害情報の登録連絡を受けた後、所管自治体(県・市)から介護施設等に対し、メール等により、システム上での被害状況の報告が可能になったことをお知らせします。

(3) 介護施設等における被害状況の報告

介護施設等は、被害状況をシステム上で報告します。サービス種類ごとに報告してください。

報告の際、システム上すべての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、その時点で把握している状況を入力・報告してください。

2 システムへのログイン方法

介護サービス情報公表システムにログインし、報告を行ってください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/45/>

担当者が不在の場合でも災害発生時にシステムへログインし報告できるように、介護施設等でのID及びパスワードの共有方法を検討しておいてください。

3 システムの操作方法

「事業所向け操作マニュアル(被災状況報告編)」で御確認ください。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_h_1_3.pdf

電子申請届出システムでの報告

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、「宮崎県電子申請届出システム」での報告となります。災害時に県からの送付するメールに従ってください。

報告フォームでの報告

居宅介護支援事業所については、「報告フォーム」での報告となります。災害時に市から送付するメールに添付します。

留意事項

- 1 小規模災害など、国からシステム利用の指示がない場合やシステム利用の指示はあったがシステムが利用できない場合は、メールに添付した報告フォームにて、サービス種類ごとに報告いただきますようお願いします。
- 2 災害の規模により、市が被害状況集約を緊急に行う場合は、システム報告と併行して報告フォームによる報告を依頼する場合がありますので、御了承ください。
- 3 原則、報告方法は施設種別による方法で行っていただきますが、早急に市に報告する必要がある場合は、随時、報告フォームでの報告も可能です。

報告フォーム

<https://logoform.jp/f/bKAGP>



【問い合わせ先】

日南市 健康福祉部 長寿課 介護保険係

TEL 0987-31-1160

E-mail kaigo@city.nichinan.lg.jp